

議員提出議案第12号

特定健康診査に歯科健康診査の導入を検討するよう求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

提出者	12番	安西	まさのぶ	13番	梅沢	とよかず
	20番	かわごえ	誠一	28番	清水	こういち
	31番	中村	しんご	32番	下山	しんいち
	33番	小山	たつや	34番	秋本	とよえ
	35番	秋家	聡明	38番	米山	真吾

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

特定健康診査に歯科健康診査の導入を検討するよう求める意見書

特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの者を対象に毎年実施されている。

特定健診の結果によって、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が多く期待できる者に対して、保健師や管理栄養士などの専門スタッフが特定保健指導として生活習慣を見直すサポートを行っている。

そもそも生活習慣病は、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身に付けることにより予防することが可能である。ところが、むし歯や歯周病、歯の喪失などの歯科口腔に関わる疾患等によりそしゃく機能や口腔機能が低下した場合には、野菜等の摂取は減少する一方で、脂質やエネルギーの摂取量が増加することで、肥満につながり生活習慣病のリスクが高まることが指摘されている。

一方で、誤嚥性肺炎や口腔がんなどの重大疾患及びフレイルは、歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を受け、適切な口腔ケア等を行うことにより予防できるものもある。

現在、40歳から74歳までの者を対象とした歯科健診は、健康増進法に基づく歯周疾患検診及び健康保険組合等が独自に実施する健康診査に委ねられているが、その実施状況が不十分であることが課題となっている。

令和元年度における特定健診の受診者数は約2,994万人にのぼり、歯周疾患検診の受診者数である約36万人の84倍に相当する。したがって、特定健診に歯科健診を導入することで、特定保健指導の効果とも併せて、口腔の健康の増進につながり、ひいては国民の生活習慣病の予防に関して大きな成果を上げることが期待できる。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、総合的に口腔内チェックをすることで国民の生活習慣病の予防に資するため、特定健診に歯科健診の導入を検討するよう強く要望するとともに、こうした地方からの声を真摯に受け止めて、一層多くの国民が歯科健診を受けられる制度の議論を促進するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。